

イビデン株式会社 社外取締役の独立性判断基準

イビデン株式会社（以下、当社という。）における社外取締役のうち、次のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有する者と判断されるものとする。

なお、当社は監査等委員会設置会社である。

- 当社の大株主(直接又は間接に当社の 10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する者をいう。以下、同じ。)
- 当社グループ(当社および当社の子会社をいう。以下、同じ。)の主要な取引先(直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループに対する支払額が、当社グループの年間連結売上高の 2%以上である取引先)又はその業務執行者
- 当社グループを主要な取引先とする者(直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループからの支払額が、その取引先における年間連結売上高の 2%以上である取引先)又はその業務執行者
- 直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な借入先(直近の事業年度に係る事業報告において「主要な借入先」として記載している借入先)又はその業務執行者
- 直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人の社員等であった者
- 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、役員報酬以外に、多額（個人の場合には直近 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上、団体の場合には(当該団体の)直近 3 事業年度の平均で、1 億円または当該団体の年間収入の 2%のいずれか高い額以上の金額をいう。）の金銭その他の財産を得ている者
- 当社グループから直近 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上の寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%以上の団体の業務執行者)
- 上記に掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- 過去 10 年以内における、当社グループの業務執行者
- 当社グループの取締役、経営役員、執行役員および幹部職社員のいずれかに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- 上記の他、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、特段の事由を有している者で、実質的に独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことを期待できない者

この基準の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上